

## 【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2019年9月10日提出
【発行者名】	新生インベストメント・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 平井 治子
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
【事務連絡者氏名】	伊藤 真澄
【電話番号】	03-6880-6400
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	新生・U T I インドファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

半期報告書を提出しましたので2019年3月7日付をもって提出しました有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、また、記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出します。

## 2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書が更新されます。なお、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」は原届出書の更新後の内容を記載しています。また、原届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」に「中間財務諸表」の記載事項が追加されます。

## 第一部【証券情報】

### （５）【申込手数料】

#### <訂正前>

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.78%（税抜3.5%）が上限となっております。

#### <訂正後>

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.78%<sup>\*</sup>（税抜3.5%）が上限となっております。

\*消費税率が10%となった場合は、3.85%となります。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### <訂正前>

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）でもご覧頂けます。

###### <訂正後>

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でもご覧頂けます。

###### <更新後>

###### ファンドの特色

1. 主として、インドの金融商品取引所に上場している株式を実質的な投資対象とし、信託財産の中長期的な成長をめざします。

・株式への直接投資に加えて、上記企業の預託証書<sup>\*</sup>等に投資する場合があります、これらを総称して、以下、「インド株式等」といいます。

\* 預託証書：Depositary Receiptのことで、頭文字をとってDRと略することがあります。株式を実質的に所有しているのと同様の経済効果を持つ証書のことです。

・インド株式等への投資は、モーリシャス籍の円建て外国投資信託「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」Class A（以下「投資先ファンド」といいます。）投資証券への投資を通じて行います（当ファンドはファンド・オブ・ファンズです）。

・主として、投資先ファンドに投資しますが、そのほか国内投資信託「新生 ショートターム・マザーファンド」受益証券にも投資します。

2. 実質組入外貨建て資産について、原則として為替ヘッジを行いません。

3. UTIグループによる運用

・投資先ファンドは、インド国内大手の運用会社であるUTIグループが運用します。

・UTIグループは、1963年にインドで最初に設立された50年以上の歴史を持つインド国内最古の投信会社です。

##### (3)【ファンドの仕組み】

###### <更新後>

###### 委託会社の概況（2019年6月末現在）

1) 資本金

4億9,500万円

2) 沿革

2001年12月17日： 新生インベストメント・マネジメント株式会社として設立

- 2002年 2月13日： 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資顧問業の登録
- 2003年 3月12日： 「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づく投資信託委託業および「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約に係る業務の認可
- 2007年 9月30日： 証券取引法の改正に伴う金融商品取引法上の投資運用業、投資助言・代理業のみなし登録
- 2015年11月 4日： 金融商品取引法に基づく第二種金融商品取引業の追加登録

## 3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
株式会社新生銀行	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	9,900株	100%

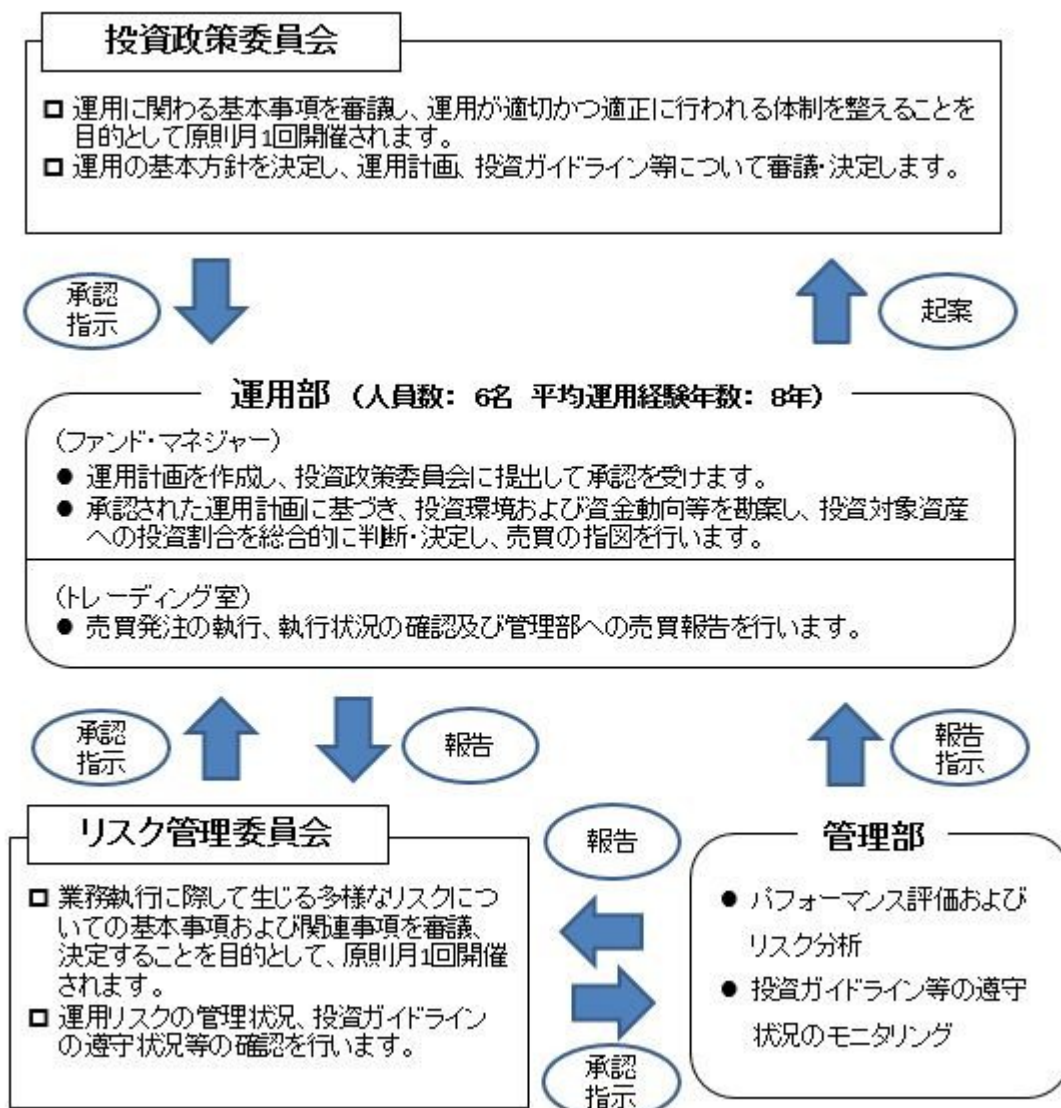
## 2【投資方針】

## (3)【運用体制】

&lt;更新後&gt;

&lt;新生インベストメント・マネジメント株式会社&gt;

ファンド運用に関する主な会議及び組織は以下の通りです。



また、運用体制に関する社内規程等についても、ファンドの運用業務に関する運用業務管理規程、ファンド・マネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買における発注先選定基準などに関して取扱基準を設けることにより、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止するなど、法令遵守の徹底を図っています。

上記の運用体制は、2019年6月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

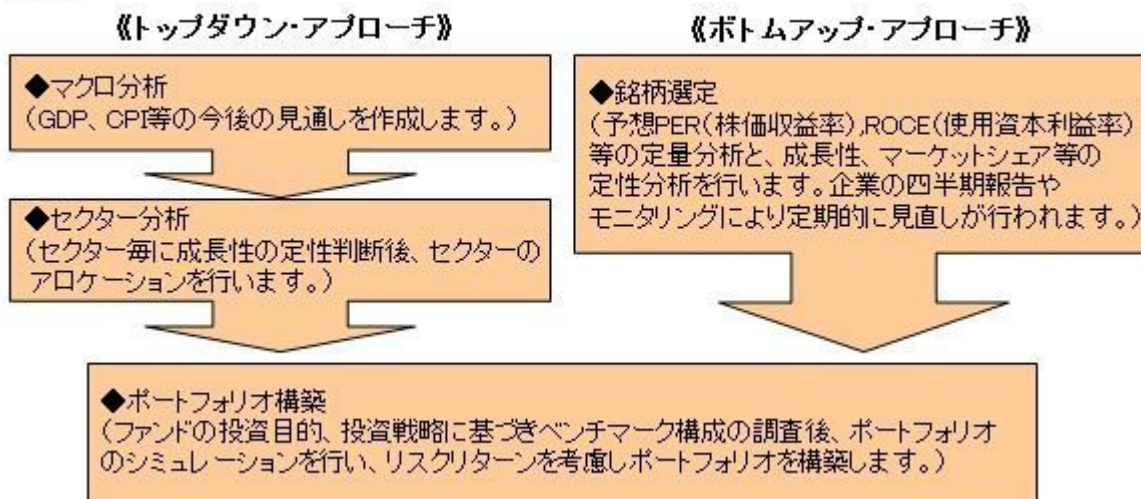
<更新後>

< U T I アセット・マネジメント社 >

運用体制は以下の通りであり、それぞれの役割が明確に定義された体制となっています。

証券リサーチ部門	14名
ファンドマネジメント部門	20名
ポートフォリオマネジメント部門	11名
リスク管理部門	6名
コンプライアンス部門	5名

### 投資プロセス



上記体制等は、2019年6月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

## 3【投資リスク】

<更新後>

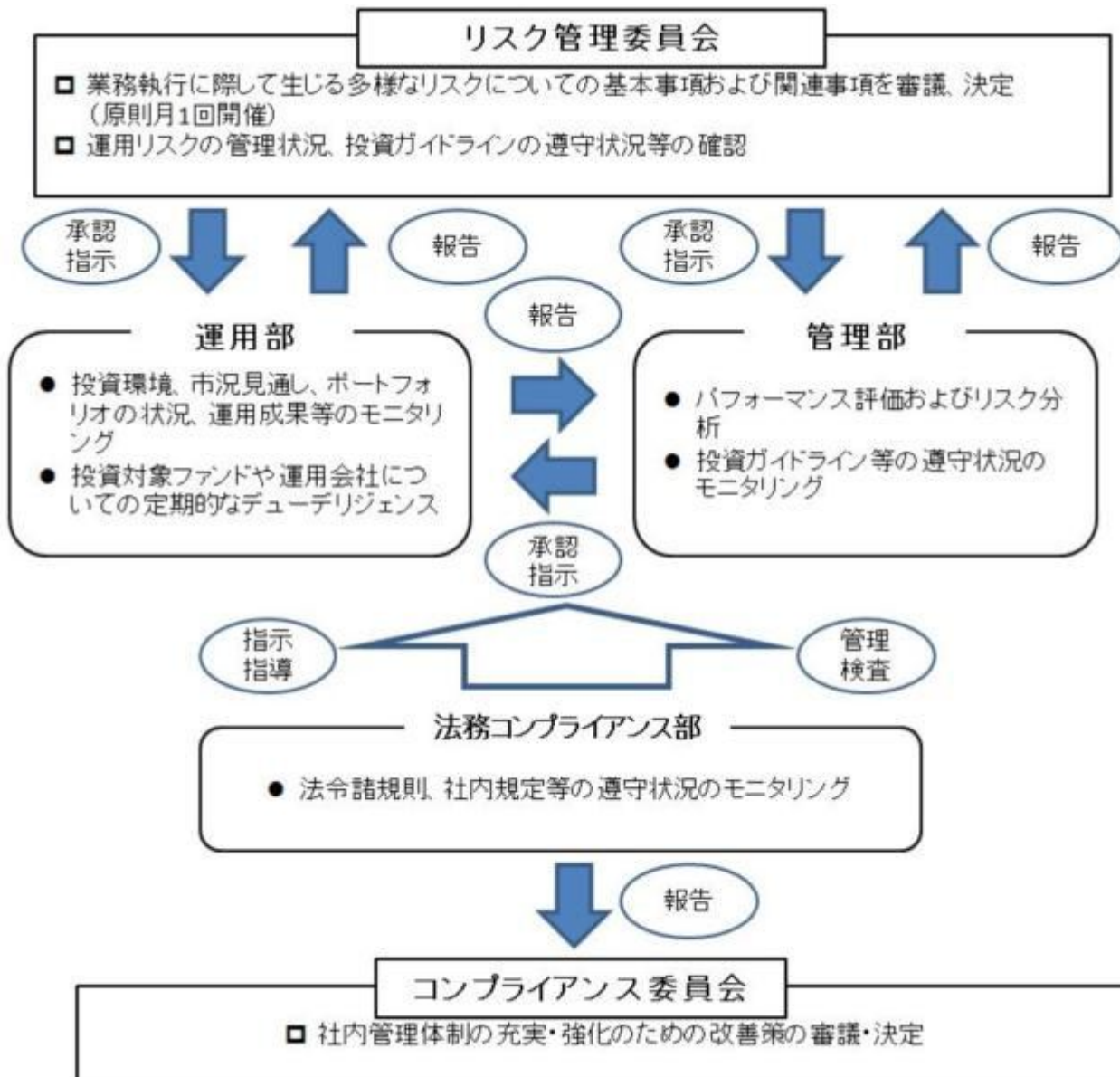
### (2) リスク管理体制

<新生インベストメント・マネジメント株式会社>

- ・当社の運用リスク管理体制は、リスク管理委員会の下で一元的に管理する体制となっております。管理部、運用部等から報告されるモニタリング結果等がリスク管理委員会に集約され、その管理状況について確認が行われます。また、管理方法等に改善の必要が認められた場合には、リスク管理委員会は関係部に必要な措置を行うよう指示します。
- ・運用部は、投資環境、市況見通し、ポートフォリオの状況、ならびに運用成果等をモニタリングして運用リスクの管理を行い、原則として月次にて運用計画の見直しを行い、投資政策委員会の承認を経て、投資対象資産への投資割合および資金動向等を総合的に判断・決定し運用の指図を行い、トレーディング室がその執行を行っています。
- ・また、運用部は投資対象とするファンド及びその運用会社（運用権限の委託を行う場合にはその運用委託先）について、定期的にデューデリジェンスを行い、その結果を投資政策委員会に報告し、投資先ファンド

及び運用会社の状況について確認を行います。

- ・ 管理部は、当社におけるリスク管理を所管し、ファンドのパフォーマンス評価、リスク分析、法令、約款、投資ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、その結果をリスク管理委員会に報告します。
- ・ 法務コンプライアンス部は、運用に関連する社内規程、関連する法令諸規則等の遵守状況についてモニタリングを行い、コンプライアンス委員会に報告します。重大な事案については、コンプライアンス委員会で審議され、必要に応じて決定した改善策について関係部に指示を行い、社内管理体制の充実・強化を図っています。



上記体制は2019年6月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

< 更新後 >

< U T I アセット・マネジメント社 >

リスク管理政策はリスク管理部門の長と各部門の長との間で決定されます。フロント、バック、リスク管理業務等が全て統合され、関係部署が瞬時に状況を把握できるシステムに基づきリスク管理がなされます。コンプライアンス・オフィサーとリスク管理部門は運用部門とは独立しチェックしています。

上記体制等は、2019年6月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

< 更新後 >

[投資リスク]

## （参考情報）

### ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



\*分配金再投資基準価額は、課税前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2014年7月末を10,000として指数化しております。

\*年間騰落率は、2014年7月から2019年6月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

\*分配金再投資基準価額は、課税前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

### ファンドと他の代表的な資産クラス<sup>(注)</sup>との騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	87.6	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値	△23.0	△22.0	△17.5	△27.4	△4.0	△12.3	△17.4
平均値	20.4	9.7	11.0	7.3	2.0	2.8	1.4

\*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

\*2014年7月から2019年6月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

\*決算日に対応した数値とは異なります。

\*当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

(%)

#### (注)各資産クラスの指数

- 日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
  - 先進国株・・・MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
  - 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
  - 日本国債・・・NOMURA-BP国債
  - 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
  - 新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)
- (注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

#### ○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

#### 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

#### MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

#### MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

#### NOMURA-BP国債

NOMURA-BP国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BP国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

#### FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

#### JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

<訂正前>

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお



問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.78%（税抜3.5%）が上限となっております。
- ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・＜自動けいぞく投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

申込手数料は、当ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続き等の対価です。

#### <訂正後>

販売会社が定めるものとしします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.78%<sup>\*</sup>（税抜3.5%）が上限となっております。

\*消費税率が10%となった場合は、3.85%となります。

- ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・＜自動けいぞく投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

申込手数料は、当ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続き等の対価です。

### （3）【信託報酬等】

#### <訂正前>

##### 信託報酬

信託報酬率（年率）＜純資産総額に対し＞		
当ファンド	1.2312% （税抜1.14%）	信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 ファンドの純資産総額に対し、左記の率を乗じて得た額が日々計上されます。
投資対象とする投資信託証券	0.7%	管理・投資運用等の対価です。
実質的負担	1.9312%程度（税込）	

- ・投資先ファンドの運用報酬（純資産総額に対して年率0.7%）を加えた実質的な信託（運用）報酬（税込・年率）の概算値は、年1.9312%程度です。

投資対象とする投資信託証券の信託報酬の詳細については、「第1 ファンドの状況 - 2 投資方針 - （2）投資対象」 - 「投資先ファンドの概要」をご覧ください。

##### 信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬の配分は、以下の通りとします。

信託報酬率（年率）	合計	役務の内容
	1.2312% （1.14%）	
委託会社	0.4212% （0.39%）	委託した資金の運用の対価です。
販売会社	0.7560% （0.70%）	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価です。
受託会社	0.0540% （0.05%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。

括弧内は税抜です。

##### 支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき

きに、信託財産から支払います。

<訂正後>

信託報酬

信託報酬率（年率）＜純資産総額に対し＞		
当ファンド	1.2312% <sup>*1</sup> (税抜1.14%)	信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率 ファンドの純資産総額に対し、左記の率を乗じて得た額が日々計上されます。
投資対象とする投資信託証券	0.7%	管理・投資運用等の対価です。
実質的負担	1.9312% <sup>*2</sup> 程度(税込)	

・投資先ファンドの運用報酬（純資産総額に対して年率0.7%）を加えた実質的な信託（運用）報酬（税込・年率）の概算値は、年1.9312%<sup>\*2</sup>程度です。

投資対象とする投資信託証券の信託報酬の詳細については、「第1 ファンドの状況 - 2 投資方針 - (2) 投資対象」 - 「投資先ファンドの概要」をご覧ください。

消費税率が10%になった場合は、以下の通りとなります。

\*1...1.254% \*2...1.954%

信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬の配分は、以下の通りとします。

信託報酬率（年率）	合計	役務の内容
	1.2312% <sup>*3</sup> (1.14%)	
委託会社	0.4212% <sup>*4</sup> (0.39%)	委託した資金の運用の対価です。
販売会社	0.7560% <sup>*5</sup> (0.70%)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価です。
受託会社	0.0540% <sup>*6</sup> (0.05%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。

括弧内は税抜です。

消費税率が10%になった場合は、以下の通りとなります。

\*3...1.254% \*4...0.429% \*5...0.770% \*6...0.055%

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

上記は2019年6月末現在において知り得る情報に基づいて作成しています。ご購入の際は、ご購入申込日時点において適用される税率についての料率をご参照ください。

(5) 【課税上の取扱い】

<訂正前>

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用はありません。)のいずれかを選択することもできます。

## 2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益(譲渡益)<sup>\*</sup>については譲渡所得として、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)を選択している場合は、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。

<sup>\*</sup> 解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みません。)を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損(譲渡損失)については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得(申告分離課税を選択したものに限りません。)と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益(譲渡益)、普通分配金および特定公社債等の利子所得(申告分離課税を選択したものに限りません。)については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度(ジュニアNISA)をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

### 法人受益者の場合

#### 1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%(所得税のみ)の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

#### 2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

### 個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

### 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

#### 2) 受益者が収益分配金を受け取る際

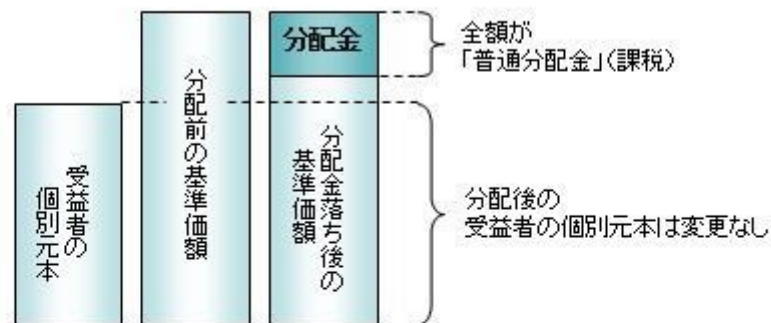
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

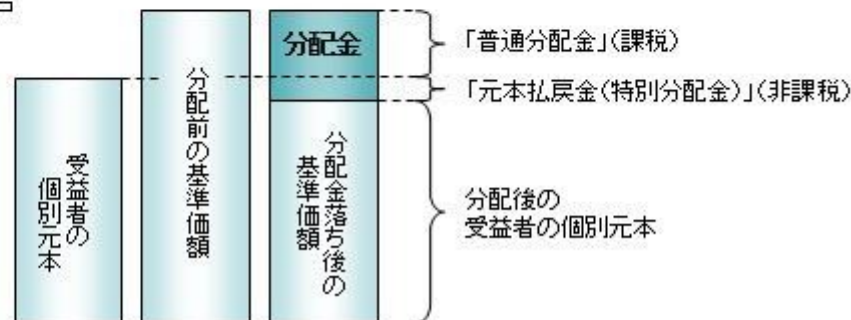
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

## &lt;分配金に関するイメージ図&gt;

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



上記は2019年6月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

## &lt;訂正後&gt;

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人受益者の場合

## 1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

## 2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）<sup>\*</sup>については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

<sup>\*</sup> 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みません。）を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りません。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りません。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度（ジュニアNISA）をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所

得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### 法人受益者の場合

##### 1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

##### 2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

#### 個別元本

##### 1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

##### 2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

#### 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

##### 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

##### 2) 受益者が収益分配金を受け取る際

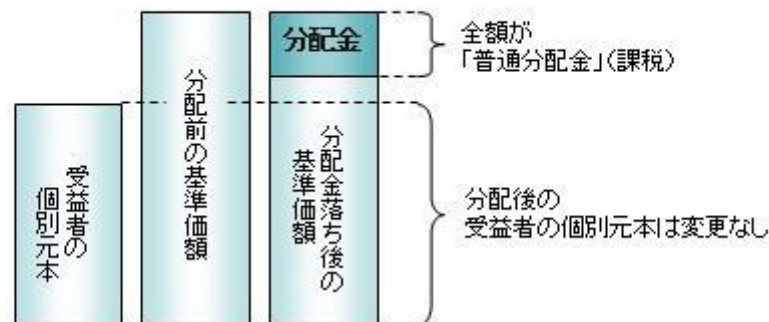
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

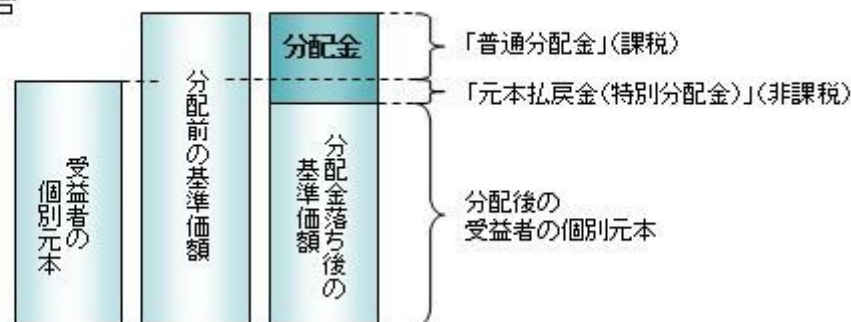
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

#### <分配金に関するイメージ図>

##### イ) の場合



##### ロ)、ハ) の場合



2020年1月1日以降の分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2019年6月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【新生・UT Iインドファンド】

以下の運用状況は2019年 6月28日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	モーリシャス	26,436,538,209	98.48
親投資信託受益証券	日本	55,781,635	0.21
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		352,797,109	1.31
合計(純資産総額)		26,845,116,953	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
モーリ シャス	投資証券	Shinsei UTI India Fund (Mauritius)Limited Class A	11,506,760.959	2,184	25,139,570,188	2,297.47	26,436,538,209	98.48
日本	親投資信託受 益証券	新生 ショートターム・マザーファ ンド	54,833,024	1.0175	55,792,602	1.0173	55,781,635	0.21

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	98.48
親投資信託受益証券	0.21
合計	98.69

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

## 【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第3計算期間末 (2009年12月10日)	31,243	31,243	0.6507	0.6507
第4計算期間末 (2010年12月10日)	30,956	30,956	0.7364	0.7364
第5計算期間末 (2011年12月12日)	19,346	19,346	0.5251	0.5251
第6計算期間末 (2012年12月10日)	21,029	21,029	0.6623	0.6623
第7計算期間末 (2013年12月10日)	20,973	20,973	0.8361	0.8361
第8計算期間末 (2014年12月10日)	29,945	29,945	1.4082	1.4082
第9計算期間末 (2015年12月10日)	25,842	25,842	1.3866	1.3866
第10計算期間末 (2016年12月12日)	22,489	22,489	1.3981	1.3981
第11計算期間末 (2017年12月11日)	26,166	26,166	1.8849	1.8849
第12計算期間末 (2018年12月10日)	24,998	24,998	1.7882	1.7882
2018年 6月末日	25,901		1.8577	
7月末日	27,541		1.9826	
8月末日	28,053		2.0200	
9月末日	24,800		1.7876	
10月末日	22,713		1.6432	
11月末日	25,408		1.8208	
12月末日	24,900		1.7956	
2019年 1月末日	23,832		1.7224	
2月末日	24,333		1.7666	
3月末日	26,271		1.9294	
4月末日	26,676		1.9407	
5月末日	26,679		1.8994	
6月末日	26,845		1.8734	

## 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第3期	2008年12月11日～2009年12月10日	0.0000
第4期	2009年12月11日～2010年12月10日	0.0000
第5期	2010年12月11日～2011年12月12日	0.0000
第6期	2011年12月13日～2012年12月10日	0.0000
第7期	2012年12月11日～2013年12月10日	0.0000
第8期	2013年12月11日～2014年12月10日	0.0000
第9期	2014年12月11日～2015年12月10日	0.0000
第10期	2015年12月11日～2016年12月12日	0.0000
第11期	2016年12月13日～2017年12月11日	0.0000
第12期	2017年12月12日～2018年12月10日	0.0000

当中間期	2018年12月11日～2019年 6月10日	
------	-------------------------	--

## 【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第3期	2008年12月11日～2009年12月10日	82.52
第4期	2009年12月11日～2010年12月10日	13.17
第5期	2010年12月11日～2011年12月12日	28.69
第6期	2011年12月13日～2012年12月10日	26.13
第7期	2012年12月11日～2013年12月10日	26.24
第8期	2013年12月11日～2014年12月10日	68.42
第9期	2014年12月11日～2015年12月10日	1.53
第10期	2015年12月11日～2016年12月12日	0.83
第11期	2016年12月13日～2017年12月11日	34.82
第12期	2017年12月12日～2018年12月10日	5.13
当中間期	2018年12月11日～2019年 6月10日	5.80

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

## （４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第3期	2008年12月11日～2009年12月10日	10,296,866,220	8,715,106,270
第4期	2009年12月11日～2010年12月10日	7,308,855,840	13,283,823,131
第5期	2010年12月11日～2011年12月12日	4,662,439,191	9,862,535,134
第6期	2011年12月13日～2012年12月10日	1,729,431,726	6,816,951,224
第7期	2012年12月11日～2013年12月10日	921,852,849	7,590,159,960
第8期	2013年12月11日～2014年12月10日	5,487,866,811	9,307,480,128
第9期	2014年12月11日～2015年12月10日	7,104,104,815	9,731,060,175
第10期	2015年12月11日～2016年12月12日	1,110,653,258	3,662,001,104
第11期	2016年12月13日～2017年12月11日	2,728,202,561	4,932,212,087
第12期	2017年12月12日～2018年12月10日	3,092,760,334	2,995,154,855
当中間期	2018年12月11日～2019年 6月10日	1,487,340,677	1,217,849,696

## （参考）

新生 ショートターム・マザーファンド

以下の運用状況は2019年 6月28日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況



資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	80,021,360	53.75
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）		68,861,322	46.25
合計(純資産総額)		148,882,682	100.00

## 投資資産

### 投資有価証券の主要銘柄

#### イ. 評価額上位銘柄明細

国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
日本	国債証券	第838回国庫短期証券	80,000,000	100.03	80,026,560	100.02	80,021,360		2019/9/17	53.75

#### ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
国債証券	53.75
合計	53.75

### 投資不動産物件

該当事項はありません。

### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

### 参考情報

# 運用実績

(2019年6月末現在)

## 基準価額・純資産の推移



※基準価額は、信託報酬控除後の値です。

※「分配金再投資基準価額」とは、基準価額に収益分配金(課税前)を、その分配が行われる日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、委託会社が公表している基準価額とは異なります。

## 分配の推移

決算期	分配金
2018年12月	0円
2017年12月	0円
2016年12月	0円
2015年12月	0円
2014年12月	0円
設定来累計	800円

※上記分配金は1万口当たり、課税前です。

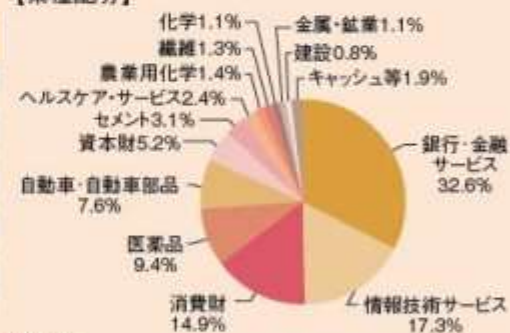
## 主要な資産の状況

※投資先ファンドのポートフォリオの状況を記載しています。

### 【組入上位銘柄】

	銘柄名	業種	組入比率
1	バジャジ・ファイナンス	銀行・金融サービス	7.9%
2	HDFC銀行	銀行・金融サービス	6.4%
3	ハウジング・ディベロップメント・ファイナンス・コープ	銀行・金融サービス	4.5%
4	コタック・マヒンドラ銀行	銀行・金融サービス	4.3%
5	インダスインド銀行	銀行・金融サービス	4.0%
6	タタ・コンサルタンシー・サービス	情報技術サービス	3.9%
7	ラーセン・アンド・トップロ・インフォテック	情報技術サービス	3.4%
8	インフォエッジ・インディア	情報技術サービス	3.3%
9	インフォシス	情報技術サービス	3.2%
10	シュリーセメント	セメント	3.1%

### 【業種配分】



※【組入上位銘柄】および【業種配分】の比率は投資先ファンドの純資産総額をもとに算出した比率です。

※上記の業種はUTIアセット・マネジメントの業種区分に基づいています。

## 年間収益率の推移 <暦年ベース>

※当ファンドにベンチマークはありません。



※ファンドの収益率は、課税前分配金を全額再投資したと仮定して算出しています。

※2019年は年初来6月末までの収益率を表示しています。

- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・ファンドの運用状況は別途、委託会社ホームページで開示しています。

## 第2【管理及び運営】

### 2【換金（解約）手続等】

## &lt;訂正前&gt;

## (6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。  
税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。  
詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

## &lt;訂正後&gt;

## (6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。  
税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。  
詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
 なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期中間計算期間（平成30年12月11日から令和1年6月10日まで）の中間財務諸表について、有限責任監査法人ト・マツによる中間監査を受けております。

【中間財務諸表】

【新生・UTIインドファンド】

(1) 【中間貸借対照表】

	第12期 (平成30年12月10日現在)	第13期中間計算期間 (令和1年6月10日現在)
(単位：円)		
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	937,303	369,832
コール・ローン	506,528,082	553,295,496
投資証券	24,612,542,886	26,485,892,619
親投資信託受益証券	115,798,499	115,787,118
流動資産合計	25,235,806,770	27,155,345,065
資産合計	25,235,806,770	27,155,345,065
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	75,987,755	37,443,395
未払受託者報酬	6,962,200	6,842,646
未払委託者報酬	151,776,011	149,169,699
未払利息	1,387	1,515
その他未払費用	2,242,626	2,220,774
流動負債合計	236,969,979	195,678,029
負債合計	236,969,979	195,678,029
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	13,979,796,429	14,249,287,410
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	11,019,040,362	12,710,379,626
元本等合計	24,998,836,791	26,959,667,036
純資産合計	24,998,836,791	26,959,667,036
負債純資産合計	25,235,806,770	27,155,345,065

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

	第12期中間計算期間 (自平成29年12月12日 至平成30年6月11日)	第13期中間計算期間 (自平成30年12月11日 至令和1年6月10日)
(単位：円)		
<b>営業収益</b>		
受取利息	23	28
有価証券売買等損益	436,333,140	1,573,338,352

	第12期中間計算期間 (自平成29年12月12日 至平成30年 6月11日)	第13期中間計算期間 (自平成30年12月11日 至令和 1年 6月10日)
営業収益合計	436,333,163	1,573,338,380
営業費用		
支払利息	260,728	185,935
受託者報酬	6,964,204	6,842,646
委託者報酬	151,819,580	149,169,699
その他費用	2,031,251	2,220,774
営業費用合計	161,075,763	158,419,054
営業利益又は営業損失( )	275,257,400	1,414,919,326
経常利益又は経常損失( )	275,257,400	1,414,919,326
中間純利益又は中間純損失( )	275,257,400	1,414,919,326
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額( )	327,481	83,778,599
期首剰余金又は期首欠損金( )	12,284,254,384	11,019,040,362
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,296,277,504	1,316,510,481
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,296,277,504	1,316,510,481
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,159,474,367	956,311,944
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,159,474,367	956,311,944
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金( )	12,695,987,440	12,710,379,626

## (3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第13期中間計算期間 (自平成30年12月11日 至令和 1年 6月10日)
有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、中間計算期間末日に知りうる直近の日の基準価額に基づいて評価しております。 (2) 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、中間計算期間末日における親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第12期 (平成30年12月10日現在)	第13期中間計算期間 (令和 1年 6月10日現在)
1. 投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	13,882,190,950円	期首元本額 13,979,796,429円
期中追加設定元本額	3,092,760,334円	期中追加設定元本額 1,487,340,677円
期中一部解約元本額	2,995,154,855円	期中一部解約元本額 1,217,849,696円
2. 中間計算期間の末日における受益権総数	13,979,796,429口	14,249,287,410口

3. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 -円	元本の欠損 -円
4. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)
	1.7882円 (17,882円)	1.8920円 (18,920円)

## ( 中間損益及び剰余金計算書に関する注記 )

項目	第12期中間計算期間 (自平成29年12月12日 至平成30年 6月11日)	第13期中間計算期間 (自平成30年12月11日 至令和 1年 6月10日)
剰余金増加額又は欠損金減少額及び剰余金減少額又は欠損金増加額	中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額、及び中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額はそれぞれ剰余金減少額又は欠損金増加額及び剰余金増加額又は欠損金減少額を差し引いた純額で表示しております。	中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額、及び中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額はそれぞれ剰余金減少額又は欠損金増加額及び剰余金増加額又は欠損金減少額を差し引いた純額で表示しております。

## ( 金融商品に関する注記 )

## 金融商品の時価等に関する事項

第12期 (平成30年12月10日現在)	第13期中間計算期間 (令和 1年 6月10日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 時価の算定方法 投資証券、親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 上記以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2 時価の算定方法 投資証券、親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 上記以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## ( デリバティブ取引に関する注記 )

## 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

第13期中間計算期間 （自平成30年12月11日 至令和 1年 6月10日）
該当事項はありません。

（参考）

本書の開示対象ファンド（新生・UTインドファンド）（以下「当ファンド」という。）は、モーリシャス籍の円建て外国投資法人である「Shinsei UTI India Fund(Mauritius) Limited」Class A投資証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」は、同外国投資信託の投資証券であります。同外国投資信託の計算期間末日（平成31年3月31日）時点で、現地の法律に基づいた同外国投資信託の財務諸表が作成され、委託会社が監査を受けた財務諸表を管理会社より入手し、原文の一部を翻訳しております。

また、当ファンドは「新生 ショートターム・マザーファンド」（以下「マザーファンド」という。）の受益証券を投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。当ファンドの中間計算期間末日（以下「計算日」という。）における同マザーファンドの状況は次に示すとおりであります。

ただし、上記2点に関しては、監査意見の対象外であります。

新生 ショートターム・マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）	
（令和 1年 6月10日現在）	
<b>資産の部</b>	
流動資産	
コール・ローン	88,892,061
国債証券	120,003,480
流動資産合計	208,895,541
資産合計	208,895,541
<b>負債の部</b>	
流動負債	
未払利息	243
流動負債合計	243
負債合計	243
<b>純資産の部</b>	
元本等	
元本	205,318,743
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	3,576,555
元本等合計	208,895,298
純資産合計	208,895,298
負債純資産合計	208,895,541

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自平成30年12月11日 至令和 1年 6月10日)
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算日の価格情報会社の提供する価額等で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	令和 1年 6月10日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	205,318,743円
期中追加設定元本額	-円
期中一部解約元本額	-円
期末元本額	205,318,743円
元本の内訳*	
新生・世界スマート債券ファンド 1409	982,512円
新生・世界スマート債券ファンド 1411	982,319円
新生・世界スマート債券ファンド 1502	982,415円
新生・世界スマート債券ファンド 1503	982,415円
新生・世界スマート債券ファンド 1506	982,415円
新生・世界スマート債券ファンド 1508	982,415円
新生・ワールドラップ・ファンド(安定コース)1508	982,415円
新生・ワールドラップ・ファンド(成長コース)1508	982,415円
新生・ワールドラップ・ファンド(安定コース)1510	982,415円
新生・ワールドラップ・ファンド(成長コース)1510	982,415円
新生・ワールドラップ・ファンド(安定コース)1511	982,415円
新生・ワールドラップ・ファンド(成長コース)1511	982,415円
新生・世界スマート債券ファンド 1511	982,415円
新生・ワールドラップ・ファンド(安定コース)1602	982,319円
新生・ワールドラップ・ファンド(成長コース)1602	982,319円
新生・ワールドラップ・ファンド(安定コース)1603	982,319円
新生・ワールドラップ・ファンド(成長コース)1603	982,319円
新生・U T I インドファンド	113,806,879円



	新生・フラトンVPICFファンド	39,013,729円
	新生・UTIインドインフラ関連株式ファンド	7,097,650円
	米国好配当株プレミアム戦略ファンド（毎月分配型）株式コース	982,125円
	米国好配当株プレミアム戦略ファンド（毎月分配型）株式&通貨コース	26,528,965円
	グローバル・ナビゲーター（限定追加型）	206,308円
	新生・ワールドラップ・セレクト	982,415円
2.	計算日における受益権総数	205,318,743口
3.	投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 -円
4.	計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.0174円 (10,000口当たり純資産額) (10,174円)

（注）\*は本マザーファンドを投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

（令和 1年 6月10日現在）	
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。
2 時価の算定方法	国債証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 上記以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれており ます。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異 なることもあります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

（自平成30年12月11日 至令和 1年 6月10日）	
該当事項はありません。	

新生・UTIインドファンド（モーリシャス）株式会社 クラスA株式  
 貸借対照表  
 （2019年3月31日現在）

	2019年 日本円	2018年 日本円
<b>資産</b>		
売買目的投資		23,359,885,642
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	25,781,235,224	
売掛金およびその他未収金ならびにその他資産	71,817,420	59,331,861
現金および現金同等物	338,026,369	456,337,349
還付所得税	4,463,649	2,507,642
<b>総資産計</b>	<b>26,195,542,662</b>	<b>23,878,062,494</b>
<b>負債</b>		
<b>流動負債</b>		
支払および他の債務	33,066,074	48,368,718
<b>総流動負債</b>	<b>33,066,074</b>	<b>48,368,718</b>
<b>クラスA株式の保有者に帰属する純資産</b>	<b>26,162,476,588</b>	<b>23,829,693,776</b>
<b>負債の合計</b>	<b>26,195,542,662</b>	<b>23,878,062,494</b>

これら財務諸表は2019年6月27日の取締役会で承認された。

取締役の名前 署名

新生・UTIインドファンド（モーリシャス）株式会社 クラスA株式  
 純損益及びその他包括利益計算書  
 （2019年3月31日に終了した会計年度）

	2019年 日本円	2018年 日本円
<b>収入</b>		
配当収入	212,131,776	174,436,100
売買目的投資売却実現利益	1,651,501,566	2,345,705,097
売買目的投資売却未実現利益	1,025,574,741	
	2,889,208,083	2,520,141,197
<b>費用</b>		
管理事務代行および評価手数料	17,695,239	16,372,405
監査報酬	1,715,684	988,697
外国為替取引純損失	18,316	30,458,464
銀行費用	297,913	237,044
仲介手数料	9,318,857	
保管費用	8,071,544	7,045,966
取締役報酬		269,156
ライセンス・フィー	245,120	247,837
運用費用	176,513,993	170,111,138
専門家手数料	2,076,637	776,132
	215,953,303	226,506,839
<b>税引前利益</b>	<b>2,673,254,780</b>	<b>2,293,634,358</b>
（法人税）戻入法人税	(471,968)	(9,366,450)
<b>当期利益</b>	<b>2,672,782,812</b>	<b>2,284,267,908</b>
<b>その他包括利益</b>		

翌期において純損益に再分類されるその他包括利益/ (損失)(税引後)売買目的投資における純利益		337,498,856
翌期において純損益に再分類されるその他包括純利益		337,498,856
<b>営業上のクラスA株式の保有者に帰属する純資産の純増</b>	<b>2,672,782,812</b>	<b>2,621,766,764</b>

**新生・UTIインドファンド(モーリシャス)株式会社 クラスA株式  
クラスA株式の保有者に帰属する純資産変動報告書  
(2019年3月31日に終了した会計年度)**

	株主に帰属する 純資産	株式数
	日本円	
<b>2017年4月1日現在</b>	<b>23,357,927,012</b>	<b>12,206,544</b>
償還可能株式の購入代金	100,000,000	50,252
償還可能株式の解約代金	(2,250,000,000)	(1,112,273)
株式取引から株主の帰属する純資産の減少	(2,150,000,000)	(1,062,021)
<b>クラスA株式の保有者に帰属する純資産の増加</b>		
構成:		
当期利益	2,284,267,908	-
その他包括利益 売買目的投資	337,498,856	-
<b>2018年3月31日</b>	<b>23,829,693,776</b>	<b>11,144,523</b>
<b>2018年4月1日現在</b>	<b>23,829,693,776</b>	<b>11,144,523</b>
償還可能株式の購入代金	780,000,000	343,716
償還可能株式の解約代金	(1,120,000,000)	(501,682)
株式取引から株主の帰属する純資産の減少	(340,000,000)	(157,966)
<b>クラスA株式の保有者に帰属する純資産の増加</b>		
構成:		
当期利益	2,672,782,812	-
<b>2019年3月31日</b>	<b>26,162,476,588</b>	<b>10,986,557</b>

**新生・UTIインドファンド(モーリシャス)株式会社 クラスA株式  
キャッシュフロー報告書  
(2019年3月31日に終了した会計年度)**

	2019年	2018年
	日本円	日本円
<b>営業活動</b>		
当期利益	2,673,254,780	2,293,634,358
税引前利益の営業活動からの純キャッシュフロー に対する調整		
売買目的投資実現利益	(1,651,501,566)	(2,345,705,097)
売買目的投資未実現利益	(1,025,574,741)	
配当収入	(212,131,776)	(174,436,100)
<b>営業資産および営業負債における純変動</b>	<b>(215,953,303)</b>	<b>(226,506,839)</b>
受取および他の債権の減少	(20,951,241)	(4,767,248)
未払および他の債務の増加	(15,302,644)	32,505,574
投資物件の取得代金	(3,289,311,487)	(2,024,649,139)
受取配当金	220,597,458	199,120,712

投資物件の処分代金	3,545,038,212	4,160,642,877
<b>営業活動からのキャッシュフロー流入</b>	<b>224,116,995</b>	2,136,345,937
法人税	(2,427,975)	(9,186,664)
<b>営業活動からの純キャッシュフロー流入</b>	<b>221,689,020</b>	2,127,159,273
<b>財務活動</b>		
償還可能株式の発行代金	780,000,000	100,000,000
償還可能株式の解約金支払	(1,120,000,000)	(2,250,000,000)
<b>財務活動の純キャッシュフロー流出</b>	<b>(340,000,000)</b>	(2,150,000,000)
<b>銀行預金の純増減</b>	<b>(118,310,980)</b>	(22,840,727)
期首銀行預金	456,337,349	479,178,076
<b>期末銀行預金</b>	<b>338,026,369</b>	456,337,349

## (参考情報)

## Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited Class A の2019年6月末日付け有価証券明細

銘柄名	株数	評価額		構成比 (%)	業種
	百株	外貨建評価額 (千インド・ ルピー)	邦貨建 評価額 (千円)		
BAJAJ FINANCE LTD	3,626	1,335,276	2,087,347	7.90	銀行・金融サービス
HDFC BANK LIMITED	4,455	1,089,954	1,703,852	6.45	銀行・金融サービス
HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	3,464	759,227	1,186,849	4.49	銀行・金融サービス
KOTAK MAHINDRA BANK LTD	4,910	725,022	1,133,379	4.29	銀行・金融サービス
INDUSIND BANK LTD	4,842	682,773	1,067,334	4.04	銀行・金融サービス
TATA CONSULTANCY SVCS LTD	2,936	654,010	1,022,369	3.87	情報技術サービス
LARSEN & TOUBRO INFOTECH LTD	3,116	570,004	891,049	3.37	情報技術サービス
INFO EDGE INDIA LTD	2,511	564,095	881,812	3.34	情報技術サービス
INFOSYS LTD	7,357	538,509	841,815	3.19	情報技術サービス
SHREE CEMENT LTD	238	520,245	813,265	3.08	セメント
ASTRA POLY TECH	3,579	473,897	740,812	2.80	資本財
MINDTREE LTD	4,637	430,076	672,309	2.54	情報技術サービス
DIVI'S LABORATORIES LTD	2,182	348,407	544,641	2.06	医薬品
TITAN COMPANY LIMITED	2,406	321,220	502,141	1.90	消費財
DR.LAL PATH LAB	2,939	314,208	491,181	1.86	ヘルスケア・サービス
MARUTI SUZUKI INDIA LTD	477	311,508	486,960	1.84	自動車・自動車部品
AU Small Finance Bank Limited	4,321	304,181	475,506	1.80	銀行・金融サービス
MOTHERSON SUMI SYSTEMS LTD	22,851	278,555	435,447	1.65	自動車・自動車部品
City Union Bank Limited	11,826	258,043	403,382	1.53	銀行・金融サービス
ITC LTD	9,248	253,335	396,022	1.50	消費財
HAVELLS INDIA LTD	3,199	251,326	392,880	1.49	消費財
JUBILANT FOODWORKS LTD	1,980	244,104	381,592	1.44	消費財
Nestle India Ltd	204	242,645	379,310	1.44	消費財
BERGER PAINTS INDIA LTD	7,320	232,300	363,139	1.37	消費財
GRINDWELL NORTON LTD	3,889	231,516	361,913	1.37	資本財
EICHER MOTORS LTD	121	230,994	361,097	1.37	自動車・自動車部品
PI INDUSTRIES LTD	1,947	228,782	357,639	1.35	農業用化学
TORRENT PHARMACEUTICALS LTD	1,473	228,206	356,740	1.35	医薬品
Endurance Technologies LTD	2,013	224,139	350,381	1.33	自動車・自動車部品
MARICO LTD	5,940	219,913	343,775	1.30	消費財
PAGE INDUSTRIES LTD	104	214,021	334,565	1.27	繊維
Dabur India Ltd	5,281	211,512	330,643	1.25	消費財

IPCA LABORATORIES LTD	2,286	209,716	327,834	1.24	医薬品
YES BANK LTD	18,414	200,164	312,903	1.18	銀行・金融サービス
PIDILITE INDUSTRIES LTD	1,596	193,913	303,131	1.15	化学
AMARA RAJA BATTERIES LTD	3,045	188,836	295,194	1.12	自動車・自動車部品
SUN PHARMACEUTICAL INDUS	4,488	179,966	281,328	1.06	医薬品
Sheela Foam Limited	1,344	179,054	279,904	1.06	消費財
HINDUSTAN ZINC LTD	7,298	178,081	278,382	1.05	金属・鉱業
SCHAEFFLER INDIA LIMITED	364	177,736	277,843	1.05	資本財
CADILA HEALTHCARE LIMITED FV 1	7,266	175,757	274,749	1.04	医薬品
ECLERX SERVICES LTD	2,218	169,119	264,373	1.00	情報技術サービス
RBL BANK LTD	2,560	163,418	255,460	0.97	銀行・金融サービス
CROMPTON GREAVES CONSUMER ELECTRICALS LT	6,501	150,888	235,873	0.89	消費財
Symphony Ltd	1,187	146,120	228,419	0.86	消費財
SYNGENE INTERNATIONAL LTD	4,347	145,037	226,727	0.86	医薬品
CERA SANITARYWARE LTD	446	132,941	207,818	0.79	建設
AJANTA PHARMA LTD	1,353	129,373	202,240	0.77	医薬品
Eris Lifescience Ltd	2,081	105,940	165,609	0.63	医薬品
METROPOLIS HEALTHCARE LTD	948	91,500	143,036	0.54	ヘルスケア・サービス
LA OPALA RG LTD	3,620	69,993	109,415	0.41	消費財
LUPIN LTD	903	68,193	106,602	0.40	医薬品
IGARASHI MOTORS INDIA LTD	1,567	42,944	67,132	0.25	自動車・自動車部品

(注1) 評価額は、2019年6月末現在の評価額です。

(注2) 構成比(%)は、資産(ネット)に対する市場価格構成比です。

(注3) 業種はUTIアセット・マネジメントの業種区分に基づいています。

(注4) データ提供元: Deutsche International Trust Corporation (Maritius) Limited

(同社は投資先ファンドの管理会社です。)

(注5) 銘柄明細は、Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited Class Aについての情報です。

## 2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2019年 6月28日現在です。

### 【新生・UT Iインドファンド】

#### 【純資産額計算書】

資産総額	26,911,554,539円
負債総額	66,437,586円
純資産総額( - )	26,845,116,953円
発行済口数	14,329,276,025口
1口当たり純資産額( / )	1.8734円

(参考)

新生 ショートターム・マザーファンド

純資産額計算書

資産総額	148,882,870円
負債総額	188円
純資産総額（ - ）	148,882,682円
発行済口数	146,344,888口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0173円

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

<更新後>

###### (1) 資本金の額等

2019年6月末現在の委託会社の資本金の額：	495,000,000円
委託会社が発行する株式総数：	39,600株
発行済株式総数：	9,900株
最近5年間における資本金の額の増減：	該当事項なし

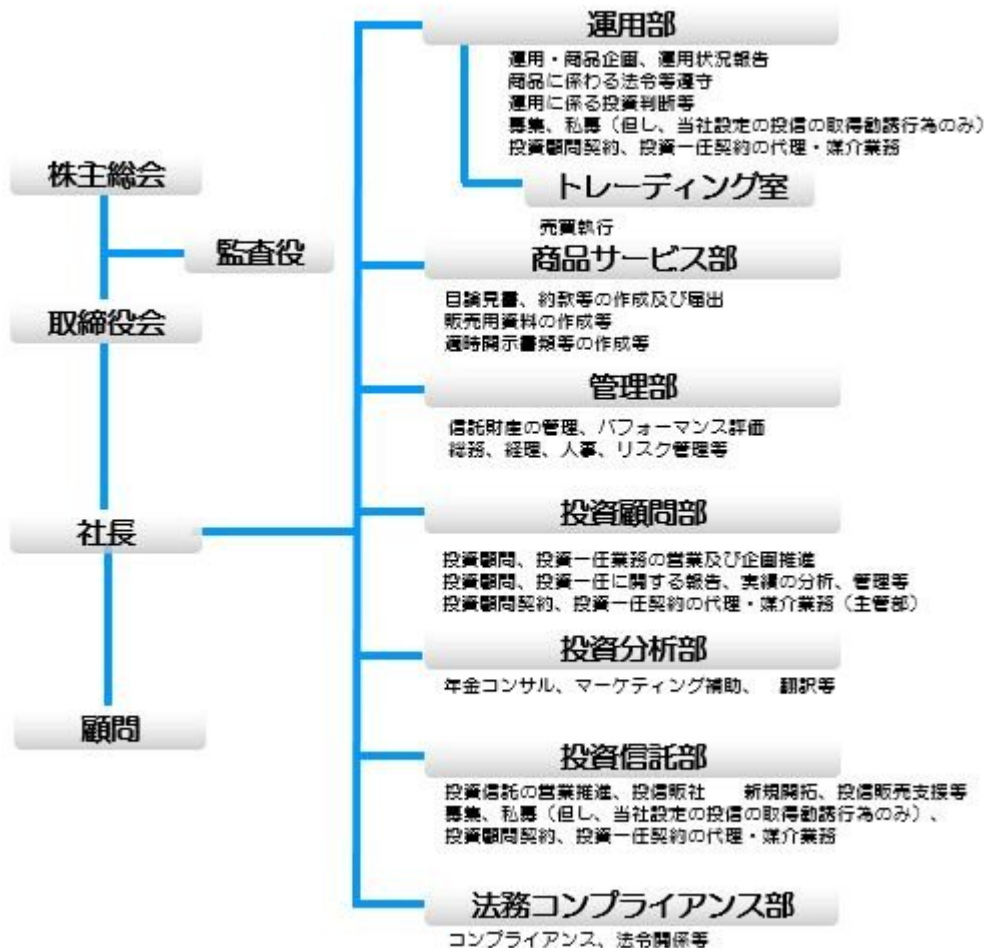
###### (2) 会社の機構

当社業務執行の基本方針を決定する機関として取締役会は10名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役会はその決議をもって、代表取締役を選定します。また、取締役会はその決議をもって、取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができます。

取締役会は、営業の基本方針その他法令もしくは定款の定め、株主総会の決議により付議しなければならない事項を評議し、決定します。監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。代表取締役は、当会社を代表し、全般の業務執行について指揮監督し、各部責任者は、代表取締役の指揮統括のもと、所属員を指揮監督し、部の業務を統括します。

\* 委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



### （３）投資運用の意思決定機構

投資政策委員会は、社長、取締役（非常勤取締役を除く）、運用部長、管理部長、コンプライアンス・オフィサーおよび投資政策委員会が選任した者をもって構成し、投資信託の運用に関わる審議事項については投資信託部長および商品サービス部長、投資顧問の運用に関わる審議事項については投資顧問部長がこれに加わります。

運用部は、投資政策委員会で決定された運用の基本方針に基づいた具体的な運用計画を策定し、これに基づき投資判断を行います。また、それに付随する経済情勢、市場動向に関する調査、運用リスクおよびポートフォリオの分析等を行います。

上記体制は2019年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

### <更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業務および第二種金融商品取引業に係る業務を行っています。

2019年6月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託の本数は合計94本（追加型投資信託30本、単位型投資信託64本）であり、純資産の総額は268,885百万円（百万円未満切捨）です。

## 3【委託会社等の経理状況】

### <更新後>

### （１）財務諸表の作成方法について

委託会社である新生インベストメント・マネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、



「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」「(以下「財務諸表等規則」という)第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づき作成されております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

## (2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期事業年度(自2018年4月1日 至2019年3月31日)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

## 財務諸表

### (1) 【貸借対照表】

期別		第17期 (2018年3月31日現在)		第18期 (2019年3月31日現在)	
科目	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(資産の部)					
流動資産					
預金	2	824,264		870,296	
前払費用		7,769		7,994	
未収委託者報酬		298,485		292,312	
未収運用受託報酬		6,482		4,589	
未収収益		5,168		4,583	
立替金		8,211		8,859	
流動資産計		1,150,380		1,188,635	
固定資産					
有形固定資産					
建物	1	27,581		25,584	
器具備品	1	1,199		1,827	
投資その他の資産		54,315		54,734	
差入保証金	2	43,052		43,052	
繰延税金資産		11,262		11,681	
固定資産計		83,096		82,146	
資産合計		1,233,477		1,270,782	

期別		第17期 (2018年3月31日現在)		第18期 (2019年3月31日現在)	
科目	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(負債の部)					
流動負債					
未払金		221,543		213,840	
未払手数料	2	158,257		155,873	
その他未払金	2	63,286		57,967	

未払費用			7,892		11,101
未払法人税等			8,871		5,548
未払消費税等			11,009		6,139
賞与引当金			41,491		43,397
役員賞与引当金			6,350		6,397
預り金			3,755		7,027
流動負債計			300,914		293,452
固定負債					
資産除去債務			30,943		31,585
固定負債計			30,943		31,585
負債合計			331,857		325,038
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			495,000		495,000
利益剰余金					
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		406,619		450,744	
利益剰余金合計			406,619		450,744
株主資本合計			901,619		945,744
純資産合計			901,619		945,744
負債・純資産合計			1,233,477		1,270,782

## (2) 【損益計算書】

期別		第17期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		第18期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
科目	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
営業収益					
委託者報酬		1,469,456		1,475,819	
運用受託報酬		44,203		39,793	
その他営業収益		19,980		19,432	
営業収益計			1,533,639		1,535,045
営業費用					
支払手数料	1	774,965		788,891	
広告宣伝費		11,553		8,328	
公告費		600		600	
調査費					
図書費		351		325	
調査費		182,654		186,280	
委託計算費		33,475		38,678	
営業雑経費					
通信費		872		742	
印刷費		11,305		10,555	
協会費		2,234		2,317	

その他営業雑経費		9,538		11,987	
営業費用計			1,027,552		1,048,709
一般管理費					
給料					
役員報酬		30,510		29,780	
給料・手当		178,965		170,272	
賞与		3,210		4,291	
役員賞与		133		508	
賞与引当金繰入額		41,491		43,397	
役員賞与引当金繰入額		6,350		6,397	
退職給付費用		30,683		29,133	
交際費		280		181	
旅費交通費		5,470		5,850	
租税公課		8,190		10,563	
不動産賃借料		43,052		43,052	
固定資産減価償却費		2,628		2,455	
資産除去債務利息費用		629		642	
諸経費		63,736		71,856	
一般管理費計			415,333		418,384
営業利益			90,754		67,952
営業外収益					
受取利息		2		3	
為替差益		39		-	
営業外収益計			41		3
営業外費用					
為替差損		-		664	
雑損失		0		10	
営業外費用計			0		674
経常利益			90,796		67,280
税引前当期純利益			90,796		67,280
法人税、住民税及び事業税	1	30,973		23,574	
法人税等調整額		17,338	13,634	418	23,155
当期純利益			77,161		44,124

## (3) 【株主資本等変動計算書】

第17期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
繰越利益剰余金					
当期首残高	495,000	329,457	329,457	824,457	824,457
当期変動額					
当期純利益		77,161	77,161	77,161	77,161
当期変動額合計		77,161	77,161	77,161	77,161
当期末残高	495,000	406,619	406,619	901,619	901,619

第18期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本	
	資本金	利益剰余金

	資本金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計	純資産合計
		繰越利益剰余金			
当期首残高	495,000	406,619	406,619	901,619	901,619
当期変動額					
当期純利益		44,124	44,124	44,124	44,124
当期変動額合計		44,124	44,124	44,124	44,124
当期末残高	495,000	450,744	450,744	945,744	945,744

## 〔重要な会計方針〕

項 目	内 容
1. 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8～38年 器具備品 4～20年
2. 引当金の計上基準	賞与引当金及び役員賞与引当金 従業員及び役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、事業年度末における支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。  連結納税制度の適用 親会社である株式会社新生銀行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

## 〔表示方法の変更〕

第18期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
<p>(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』の適用に伴う変更) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計関係注記を変更しております。</p> <p>この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」17,001千円は、「固定負債」の「繰延税金負債」5,738千円と相殺して「投資その他の資産」の「繰延税金資産」11,262千円と表示しており、変更前と比べて総資産が5,738千円減少しております。</p> <p>また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)及び同注解(注9)に記載された内容を追加しております。</p>

## 〔未適用の会計基準等〕

2019年3月31日までに公表されている主な会計基準の新設または改訂について、適用していないものは下記のとおりであります。

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)

(1)概要

「収益認識に関する会計基準」等は、顧客との契約から生じる収益に関する会計処理及び開示について定めることを目的として公表されたものであります。これは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」(2018年1月1日適用開始)の基本的な原則を取り入れつつ、これまでわが国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加して、定められたものであります。

(2)適用予定日

2022年3月期の期首から適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であり、あります。

〔注記事項〕

(貸借対照表関係)

第17期 (2018年3月31日現在)	第18期 (2019年3月31日現在)																								
<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>建物</td> <td style="text-align: right;">20,794千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">10,123千円</td> </tr> </table> <p>2. 関係会社に対する資産及び負債</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>預金</td> <td style="text-align: right;">340,267千円</td> </tr> <tr> <td>差入保証金</td> <td style="text-align: right;">43,052千円</td> </tr> <tr> <td>未払手数料</td> <td style="text-align: right;">95,480千円</td> </tr> <tr> <td>その他未払金(注)</td> <td style="text-align: right;">24,370千円</td> </tr> </table> <p>(注)当該金額は、連結法人税額の当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。</p>	建物	20,794千円	器具備品	10,123千円	預金	340,267千円	差入保証金	43,052千円	未払手数料	95,480千円	その他未払金(注)	24,370千円	<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>建物</td> <td style="text-align: right;">22,792千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">10,582千円</td> </tr> </table> <p>2. 関係会社に対する資産及び負債</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>預金</td> <td style="text-align: right;">342,820千円</td> </tr> <tr> <td>差入保証金</td> <td style="text-align: right;">43,052千円</td> </tr> <tr> <td>未払手数料</td> <td style="text-align: right;">86,053千円</td> </tr> <tr> <td>その他未払金(注)</td> <td style="text-align: right;">17,843千円</td> </tr> </table> <p>(注)当該金額は、連結法人税額の当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。</p>	建物	22,792千円	器具備品	10,582千円	預金	342,820千円	差入保証金	43,052千円	未払手数料	86,053千円	その他未払金(注)	17,843千円
建物	20,794千円																								
器具備品	10,123千円																								
預金	340,267千円																								
差入保証金	43,052千円																								
未払手数料	95,480千円																								
その他未払金(注)	24,370千円																								
建物	22,792千円																								
器具備品	10,582千円																								
預金	342,820千円																								
差入保証金	43,052千円																								
未払手数料	86,053千円																								
その他未払金(注)	17,843千円																								

(損益計算書関係)

第17期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	第18期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)								
<p>1. 関係会社との取引</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>支払手数料</td> <td style="text-align: right;">486,769千円</td> </tr> <tr> <td>法人税、住民税及び事業税(注)</td> <td style="text-align: right;">24,370千円</td> </tr> </table> <p>(注)当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。</p>	支払手数料	486,769千円	法人税、住民税及び事業税(注)	24,370千円	<p>1. 関係会社との取引</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>支払手数料</td> <td style="text-align: right;">426,359千円</td> </tr> <tr> <td>法人税、住民税及び事業税(注)</td> <td style="text-align: right;">17,843千円</td> </tr> </table> <p>(注)当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。</p>	支払手数料	426,359千円	法人税、住民税及び事業税(注)	17,843千円
支払手数料	486,769千円								
法人税、住民税及び事業税(注)	24,370千円								
支払手数料	426,359千円								
法人税、住民税及び事業税(注)	17,843千円								

(株主資本等変動計算書関係)

第17期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	第18期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

発行済株式に関する事項					発行済株式に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	9,900			9,900	普通株式(株)	9,900			9,900

## (リース取引関係)

第17期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	第18期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

## (金融商品関係)

第17期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

## 1. 金融商品の状況に対する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託委託業務及び投資顧問業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社である株式会社新生銀行からの出資により資金調達をしております。

また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品に係るリスク管理体制

当社が保有する金融資産である預金及び差入保証金は、預入先の金融機関の信用リスクに晒されておりますが、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、当社が受託銀行に対して運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは僅少であると認識しております。なお、信託財産外より支払われる未収運用受託報酬については、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。

また、金融負債である未払手数料及びその他未払金は、1年以内に支払期日が到来するものであり、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

## (1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額

2018年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	824,264	824,264	-
未収委託者報酬	298,485	298,485	-
未収運用受託報酬	6,482	6,482	-
差入保証金	43,052	40,351	2,701
資産計	1,172,285	1,169,584	2,701
未払手数料	158,257	158,257	-
その他未払金	63,286	63,286	-
負債計	221,543	221,543	-

## (2) 時価の算定方法

資 産  
預金

保有している満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### 未収委託者報酬

未収委託者報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### 未収運用受託報酬

未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### 差入保証金

差入保証金については、使用見込期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。

### 負債

#### 未払手数料

未払手数料については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### その他未払金

その他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

### (4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	5年超
預金	824,264	-
未収委託者報酬	298,485	-
未収運用受託報酬	6,482	-
差入保証金	-	43,052
合計	1,129,232	43,052

第18期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

#### 1. 金融商品の状況に対する事項

##### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託委託業務及び投資顧問業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社である株式会社新生銀行からの出資により資金調達をしております。

また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

##### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品に係るリスク管理体制

当社が保有する金融資産である預金及び差入保証金は、預入先の金融機関の信用リスクに晒されておりますが、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、当社が受託銀行に対して運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは僅少であると認識しております。なお、信託財産外より支払われる未収運用受託報酬については、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。

また、金融負債である未払手数料及びその他未払金は、1年以内に支払期日が到来するものであり、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

## (1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	870,296	870,296	-
未収委託者報酬	292,312	292,312	-
未収運用受託報酬	4,589	4,589	-
差入保証金	43,052	41,758	1,294
資産計	1,210,250	1,208,955	1,294
未払手数料	155,873	155,873	-
その他未払金	57,967	57,967	-
負債計	213,840	213,840	-

## (2) 時価の算定方法

資 産

## 預金

保有している満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 未収委託者報酬

未収委託者報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 未収運用受託報酬

未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 差入保証金

差入保証金については、使用見込期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

## 未払手数料

未払手数料については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## その他未払金

その他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

## (4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	5年超
預金	870,296	-
未収委託者報酬	292,312	-
未収運用受託報酬	4,589	-
差入保証金	-	43,052



合計	1,167,197	43,052
----	-----------	--------

## (有価証券関係)

第17期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	第18期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

## (デリバティブ取引関係)

第17期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	第18期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

## (セグメント情報等)

第17期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	第18期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)																
<p>1. セグメント情報 当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。</p> <p>2. 関連情報 (1) サービスごとの情報 資産運用業区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 (2) 地域ごとの情報 営業収益 本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。 (3) 主要な顧客ごとの情報</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>新生・UTI インドファンド</th> <th>エマーゼン・ カレンシー・ 債券ファンド (毎月分配型)</th> <th>アメリカン・ ドリーム・ ファンド</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業収益</td> <td>268,592</td> <td>147,610</td> <td>131,394</td> </tr> </tbody> </table>		新生・UTI インドファンド	エマーゼン・ カレンシー・ 債券ファンド (毎月分配型)	アメリカン・ ドリーム・ ファンド	営業収益	268,592	147,610	131,394	<p>1. セグメント情報 当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。</p> <p>2. 関連情報 (1) サービスごとの情報 資産運用業区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 (2) 地域ごとの情報 営業収益 本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。 (3) 主要な顧客ごとの情報</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>新生・UTI インドファンド</th> <th>エマーゼン・ カレンシー・ 債券ファンド (毎月分配型)</th> <th>アメリカン・ ドリーム・ ファンド</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業収益</td> <td>278,815</td> <td>117,782</td> <td>98,675</td> </tr> </tbody> </table>		新生・UTI インドファンド	エマーゼン・ カレンシー・ 債券ファンド (毎月分配型)	アメリカン・ ドリーム・ ファンド	営業収益	278,815	117,782	98,675
	新生・UTI インドファンド	エマーゼン・ カレンシー・ 債券ファンド (毎月分配型)	アメリカン・ ドリーム・ ファンド														
営業収益	268,592	147,610	131,394														
	新生・UTI インドファンド	エマーゼン・ カレンシー・ 債券ファンド (毎月分配型)	アメリカン・ ドリーム・ ファンド														
営業収益	278,815	117,782	98,675														
<p>(注) 当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示しております。</p>	<p>(注) 当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示しております。</p>																

## (資産除去債務関係)

第17期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)				第18期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)			
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの 1. 当該資産除去債務の概要 当社は、本社事務所の定期建物賃借契約に基づき、事務所退去時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。				資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの 1. 当該資産除去債務の概要 当社は、本社事務所の定期建物賃借契約に基づき、事務所退去時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。			
2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を24.4年と見積り、割引率は2.056%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。				2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を24.4年と見積り、割引率は2.056%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。			
3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減 (単位：千円)				3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減 (単位：千円)			
期首残高	有形固定資産の取得に伴う増加額	時の経過による調整額	期末残高	期首残高	有形固定資産の取得に伴う増加額	時の経過による調整額	期末残高
30,314		629	30,943	30,943		642	31,585

## (関連当事者情報)

第17期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

## 1. 関連当事者との取引

当社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	株式会社新生銀行	東京都中央区	512,204	銀行業	(被所有)直接所有100%	営業取引役員の兼任	支払手数料	486,769	未払手数料	95,480
							連結法人税額のうち連結納税親会社への支出	24,370	その他未払金	24,370

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

## 2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社新生銀行(東京証券取引所に上場)

第18期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

## 1. 関連当事者との取引

当社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	株式会社新生銀行	東京都中央区	512,204	銀行業	(被所有)直接所有100%	営業取引役員の兼任	支払手数料	426,359	未払手数料	86,053
							連結法人税額のうち連結納税親会社への支出	17,843	その他未払金	17,843

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

## 2. 親会社に関する注記

## 親会社情報

株式会社新生銀行（東京証券取引所に上場）

（税効果会計関係）

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第17期 (2018年3月31日)	第18期 (2019年3月31日)
<b>繰延税金資産</b>		
税務上の繰越欠損金(注2)	17,805千円	17,805千円
未払事業税	1,889千円	1,384千円
未払事業所税	264千円	264千円
賞与引当金等	14,755千円	15,422千円
資産除去債務	9,474千円	9,671千円
その他	367千円	289千円
繰延税金資産小計	44,557千円	44,838千円
税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額(注2)	17,805千円	17,805千円
将来減算一時差異等の合計に係る 評価性引当額	9,751千円	9,947千円
評価性引当額小計(注1)	27,556千円	27,753千円
繰延税金資産合計	17,001千円	17,085千円
<b>繰延税金負債</b>		
建物（除去費用）	5,738千円	5,403千円
繰延税金負債合計	5,738千円	5,403千円
差引：繰延税金資産の純額	11,262千円	11,681千円

(注) 1. 評価性引当額が196千円増加しております。この増加の内容は、将来減算一時差異に関する評価性引当額を追加的に認識したことに伴うものであります。

## 2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

第17期（2018年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	-	-	-	-	8,402	9,402	17,805
評価性引当額	-	-	-	-	8,402	9,402	17,805
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

第18期（2019年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(b)	-	-	-	8,402	9,402	-	17,805
評価性引当額	-	-	-	8,402	9,402	-	17,805
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(b) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	第17期 (2018年3月31日)	第18期 (2019年3月31日)
法定実効税率	30.86%	30.62%
住民税均等割	0.32%	0.43%
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.22%	2.97%

評価性引当額の増減	18.68%	0.29%
その他	0.30%	0.11%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	15.02%	34.42%

## (退職給付関係)

第17期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	第18期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
親会社との出向者の取扱いに関する協定書に基づいて親会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。	親会社との出向者の取扱いに関する協定書に基づいて親会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。

## (1株当たり情報)

第17期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	第18期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり純資産額 91,072円68銭 1株当たり当期純利益 7,794円11銭 (注) 1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 2. 当期純利益は全て普通株式に帰属するものであります。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。	1株当たり純資産額 95,529円72銭 1株当たり当期純利益 4,457円 3銭 (注) 1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 2. 当期純利益は全て普通株式に帰属するものであります。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。

## (重要な後発事象)

第18期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
該当事項はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

&lt;更新後&gt;

## (1) 受託会社

名 称	資本金の額 (2019年3月末現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

&lt;再信託受託会社の概要&gt;

名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社  
 資本金の額 : 51,000百万円(2019年3月末現在)

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

<更新後>

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2019年3月末現在)	事業の内容
岩井コスモ証券株式会社	13,500百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
エイチ・エス証券株式会社	3,000百万円	
エース証券株式会社	8,831百万円	
S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円	
株式会社 S B I 証券	48,323百万円	
岡三証券株式会社	5,000百万円	
株式会社 だいこう証券ビジネス(注)	8,932百万円	
東海東京証券株式会社	6,000百万円	
東洋証券株式会社	13,494百万円	
内藤証券株式会社	3,002百万円	
日産証券株式会社	1,500百万円	
フィデリティ証券株式会社	9,257百万円	
松井証券株式会社	11,945百万円	
マネックス証券株式会社	12,200百万円	
丸近証券株式会社	200百万円	
三田証券株式会社	500百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
株式会社 新生銀行	512,204百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社 第三銀行	37,461百万円	
株式会社 大東銀行	14,743百万円	
株式会社 千葉興業銀行	62,120百万円	
株式会社 東和銀行	38,653百万円	
三井住友信託銀行株式会社 1	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(注) 取次契約に基づき取次販売会社に募集及び販売の取扱い等に係る業務を委託しています。

1 募集の取扱いを行いません。

## 独立監査人の中間監査報告書

令和元年7月26日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 山田 信之 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新生・UTインドファンドの平成30年12月11日から令和元年6月10日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新生・UTインドファンドの令和元年6月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成30年12月11日から令和元年6月10日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

新生インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2019年6月7日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山田 信之 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中島 紀子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新生インベストメント・マネジメント株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生インベストメント・マネジメント株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。